

労働問題セミナー

最近の法改正内容と 令和5年春季労使交渉・協議の課題

令和5年の春季労使交渉・協議に向けて、新型コロナウイルス禍の厳しい経済情勢や労使各団体の動向等の全体状況をふまつつも、やはり、個別企業の賃金については、自社の支払能力に基づき、各社の経営方針により、決定していくことが必要不可欠です。

また、令和5年度も、中小企業に対する割増賃金率の適用猶予措置の廃止、デジタルマネーによる賃金支払いの解禁、育児休業取得状況の公表の義務化（1000人超企業）等、法改正が続きます。

このような中で迎える令和5年の春季労使交渉・協議の課題を、最近の経済情勢から法改正の動向、労使各団体の方針等を中心に解説しますので、この機会にぜひ受講ください。

日時：令和5年3月1日（水）14時～16時

場所：高槻商工会議所 3階会議室（高槻市大手町3-46）

講師：中村総合経営事務所 所長

特定社会保険労務士・中小企業診断士 中村 範久 氏

内容：1. 経済情勢 2. 最近の法改正の動向 3. 労使各団体の動向

定員：20名（先着順）

※申込書受領後、一両日中に当所より受講受付完了の通知書を送信いたします。

主催：高槻商工会議所 中小企業相談所（TEL 072-675-0484）

申込：FAX または 当所ホームページからネット申込をしてください。

【FAX】072-675-3466 【HP】<http://www.takatsukicci.or.jp>

-----（FAXでのお申込みは切らずにそのまま送付してください。）-----

労働問題セミナー受講申込書（R5. 3. 1開催）

事業所名

電話

FAX

役職	受講者氏名

※新型コロナウイルス対策のため、当日は検温のご協力、手指消毒、マスク着用をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止する場合がございます。

※個人情報取扱：ご記入頂いた内容は参加者名簿作成、連絡用に使用します。

受講料
無料